

<b>Title</b>	アメリカ憲法における表現の自由 : 歴史的視点から(共同研究報告 : 憲法研究)
<b>Author(s)</b>	兼松, 誠
<b>Citation</b>	聖学院大学総合研究所 Newsletter, Vol.20-2 : 22-23
<b>URL</b>	<a href="http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2419">http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2419</a>
<b>Rights</b>	

聖学院学術情報発信システム : SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

**【憲法研究】**  
アメリカ憲法における表現の自由  
—歴史的視点から—

7月5日(月)、本年度4回目の研究会が聖学院大学本部新館2階において催された。参加者は20名。今回は京都大学教授の毛利透氏に発表していただいた。

毛利氏は、主としてフランクファータータ裁判官に注目しつつ、国家による強制的開示がヒステリー状態に陥った多数派の人々と手を携えて少数者を迫害するという社会状況において、修正一条を守ろうと苦心した最高裁の姿を明らかにする。1940年代後半から、表現の自由をめぐる問題は、最大の政治問題としての冷戦と密接に結びつく形となった。一例を挙げると、1958年、NAACP（全米黒人地位向上協会）が、アラバマ州による構成員の名前と住所の開示命令に応じなかったために、裁判所侮辱罪に問われたことがあった。当時の最高裁はこれを違憲と見なす。最高裁がこう判断し



毛利透 京都大学教授(左)への質疑応答が行われた

た背景には、もし強制開示がなされれば、憲法上保障されているはずの信念の結社による主張が「暴露の恐れ」から阻害される蓋然性が高くなるという「抑止（萎縮）効果」への配慮、つまり人間の「臆病さ」への感覚があった。

翻って日本はどうであろうか。かつて最高裁は、ビラはり禁止の合憲性に関して「この程度の規制」と表現したことがあった。しかし、表現規制へのインパクトは軽視されるべきではない。日本の憲法学は、アメリカの強い影響を受けてきたが、こうした日本の最高裁判所判例から確認できるのは、判例と学説の乖離である。毛利氏曰く、我々はアメリカの判例形成が持っていた関心にもっと注目すべきなのである。

なお毛利氏は、浩瀚な研究書『表現の自由——その公共性ともろさについて』（岩波書店、2008年）を公にしており、今回の発表のさらに詳しい内容を、読者は第四章および第五章において確認することができるであろう。

（文責：兼松誠 聖学院大学大学院アメリカ・ヨーロッパ文化学研究科博士後期課程）

（2010年7月5日、聖学院本部新館2階）